

【改定版】 支 部 助 成 制 度 一 覧 表

(現行の「支部活動助成金」の名称を変更)

平成27年4月1日実施

事業名	助成対象	助成基礎額	備考
I. 支部総会・懇親会			
通信費	往復はがきや封書など	会員1人当たり：実費	H27.4.1～改定
運営費	①卒業後11年以上の参加者	参加者1人当たり：1,000円	H18.4.1～実施
	②卒業後3～10年の参加者（若年会員特別助成）	参加者1人当たり：2,000円	H22.8.1～実施
	③卒業後1～2年の参加者（若年会員特別助成）	参加者1人当たり：5,000円	H20.4.1～実施
	④現役学生の参加者（学生会員特別助成）	参加者1人当たり：5,000円	H27.4.1～新設
	⑤他支部からの参加者（主催支部に助成）	参加者1人当たり：①～③と同様	H27.4.1～移管・実施
II. 女性の会			
通信費	往復はがきや封書など	会員1人当たり：実費	H27.4.1～改定
運営費	①卒業後11年以上の参加者	参加者1人当たり：1,000円	H18.4.1～実施
	②卒業後3～10年の参加者（若年会員特別助成）	参加者1人当たり：2,000円	H22.8.1～実施
	③卒業後1～2年の参加者（若年会員特別助成）	参加者1人当たり：3,000円	H27.4.1～金額改定
	④現役学生の参加者（学生会員特別助成）	参加者1人当たり：3,000円	H27.4.1～新設
	⑤他支部からの参加者（主催支部に助成）	参加者1人当たり：①～③と同様	H27.4.1～新設
※ I. 支部総会・懇親会の運営費に移管（H27.4.1～）			
通信費	往復はがき相当額（対象者：支部会員総員）	会員1人当たり100円	H22.8.1～実施
運営費	合同交流会の参加者	参加者1人当たり：1,000円	
III. 広報事務的経費			
支部助成金	【一律定額】 1支部当たり…20,000円	【支部会員数に対する割増金】 (a) ～100人 10,000円 (b) 101～500 15,000円 (c) 501～1,000 20,000円 (d) 1,001～1,500 25,000円 (e) 1,501人～ 30,000円	H18.4.1～実施
IV 会員名簿整備助成金			
支部助成金	/	【支部会員数に対する割増金】 (a) ～100人 10,000円 (b) 101～500 15,000円 (c) 501～1,000 20,000円 (d) 1,001～1,500 25,000円 (e) 1,501人～ 30,000円	H23.10.30～実施
V. 自主的活動事業助成金			
通信費	往復はがきや封書など	会員1人当たり：実費	H27.4.1～新設
運営費	①卒業後11年以上の参加者	参加者1人当たり：1,000円	H27.4.1～新設
	②卒業後3～10年の参加者（若年会員特別助成）	参加者1人当たり：2,000円	H27.4.1～新設
	③卒業後1～2年の参加者（若年会員特別助成）	参加者1人当たり：3,000円	H27.4.1～新設
	④現役学生の参加者（学生会員特別助成）	参加者1人当たり：3,000円	H27.4.1～新設
	⑤他支部からの参加者（主催支部に助成）	参加者1人当たり：①～③と同様	H27.4.1～新設
【運用についての留意事項】			
(1) 助成は単年度につき1支部1回とする。支部の定例懇親会は助成対象外とする。			
(2) 助成申請は、所定の「支部助成金交付申請書」に参加者名簿および実施内容に関する資料（写真を含む）などを添付することとする。			